

各種調査結果からみえること

亀岡市

目次

はじめに 調査の概要及び属性や前提条件の傾向	1
□ 調査の概要	
(1) アンケート調査	1
(2) 関係団体調査	1
□ 属性や前提条件の傾向	1
(1) 当事者及び介助者の高齢化、居宅で重度障害のため医療的ケア(人口呼吸器など)が必要な方へのニーズの対応	1
(2) 発達障害や難病患者、介護保険制度で比較的軽度の認定を受けている人、手帳を持たない支援が必要な子どものニーズの明確化	2
(3) 地域生活へのニーズの増加	2
1 障害のある人への理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進	3
(1) アンケート調査結果概要	3
(2) 団体ヒアリング調査結果	5
2 生活支援	6
(1) アンケート調査結果概要	6
(2) 団体ヒアリング調査結果	7
3 生活環境	10
(1) アンケート調査結果概要	10
(2) 団体ヒアリング調査結果	11
4 安全・安心	12
(1) アンケート調査結果概要	12
(2) 団体ヒアリング調査結果	13
5 療育・教育、文化芸術活動・スポーツ等	14
(1) アンケート調査結果概要(18歳未満対象調査)	14
(2) 団体ヒアリング調査結果	16
6 雇用・就業、経済的自立への支援	18
(1) アンケート調査結果概要	18
(2) 団体ヒアリング調査結果	19
7 保健・医療	20
(1) アンケート調査結果概要	20
(2) 団体ヒアリング調査結果	20
8 情報アクセシビリティ(コミュニケーション)	21
(1) 団体ヒアリング調査結果	21
9 行政サービスにおける配慮	22
(1) 団体ヒアリング調査結果	22
今後に向けて ～今回の各種調査結果等からみえる課題～	23
(1) 理解と権利擁護の促進	23
(2) 地域生活支援の充実	24
(3) 障害のある子どもへの支援の充実	25
(4) 社会参加の促進	25
(5) 就労支援の充実	25
(6) 防災・減災対策の推進	26
(7) 相談体制の充実	26

はじめに 調査の概要及び属性や前提条件の傾向

□ 調査の概要

(1) アンケート調査

亀岡市内の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等の方々及びその家族の生活実態・意見等を把握し、障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として、実施しました。

	障害のある人対象調査			児童対象調査
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	療育施設通園者、特別支援学校通学者、地域の学校の特別支援学級通学者
配布数	1,712 人			約 300 人 (全数)
	434 人(65 歳以上) 492 人(19~64 歳)	465 人(全数)	321 人(全数)	
抽出方法	年齢、障害種別に留意した無作為抽出			全数抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収			各機関を通じての直接配布・直接回収
回収数	805 人			157 人
回収率	47.0%			52.3%

(2) 関係団体調査

障害のある人の関係団体等に対して、亀岡市の現状と課題や今後の意向を把握し、亀岡市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として、市内17カ所の事業所・団体及び市内7カ所の小中学校通級指導教室、保育所を対象に実施しました。

□ 属性や前提条件の傾向

(1) 当事者及び介助者の高齢化、居宅で重度障害のため医療的ケア(人口呼吸器など)が必要な方へのニーズの対応

○障害のある人や家族の高齢化、これに伴って家族との同居を望んでも同居が難しくなりつつある状況等もうかがえ、住まいの場や居宅支援、権利擁護など様々な支援のニーズに合った対応が求められています。また、医療的ケアの必要性もうかがえます。

調査結果

○「60 歳以上」の方については、身体障害のある人が6割台半ば、精神障害のある人2割台半ば、難病患者が約5割となっており、高齢化がみられます。《報告書 P.3 18 歳以上問 2》

○主な介助者の年齢層は、「60 歳以上」の人が、身体 77.0%・知的 51.2%・精神 66.7%・難病認定 78.6%・発達障害 28.0%となっており、障害種別でも、主な介助者の高齢化が顕著になっています。《報告書 P.82 18 歳以上問 45》

○医療的ケアが必要な人については、身体 14.4%・知的 6.5%・精神 11.6%・難病認定 33.0%・発達障害 6.8%となっています。《報告書 P.80 18 歳以上問 44》

(2) 発達障害や難病患者、介護保険制度で比較的軽度の認定を受けている人、手帳を持たない支援が必要な子どものニーズの明確化

- 今回の調査では、発達障害や難病患者のニーズを把握するため、調査設計の段階で十分なサンプル数が確保されるようにしました。結果では、身体障害者の約 1 割、身体障害児の約 3 割弱が難病の認定を受けており、知的障害者の約 4 割、知的障害児の約 7 割が発達障害の診断を受けています。
- 介護保険制度の対象となる障害のある人のニーズも増えてきており、介護保険制度と連携したきめ細やかな支援の必要性がうかがえます。
- 児童については障害者手帳を持っていない人も多く、福祉サービスなどと結びつきにくい人もいることがわかります。
- 障害が軽度の方など判断能力が不十分な人は、特に悪徳商法等の被害を受けやすいという報告もあることから、権利擁護等の支援の必要性がうかがえます。また、就労支援や企業理解などについても、それぞれの障害の程度やニーズにふさわしい、新たな支援のあり方を検討することが必要です。

調査結果

- 発達障害の診断を受けている人《報告書 P.6 18 歳以上問 5、P.92 18 歳未満問 9》
- 難病（特定疾患）の認定を受けている人《報告書 P.8 18 歳以上問 7、P.93 18 歳未満問 11》
- 40 歳以上の方で介護保険制度の認定を受けている人は、約 2 割となっています。また、認定者の区分をみると、軽度（要支援～要介護 1）が約 4 割となっています。《報告書 P.9 18 歳以上問 9、問 9①》
- 「18 歳未満」では約 3 割の人が障害者手帳を持っていないと回答しています。《報告書 P.90 18 歳未満問 8》

(3) 地域生活へのニーズの増加

- 今後も住み慣れた地域で生活を送りたいという希望が高くなっています。今後、市内の一般住宅やケアホームなどに居住し、訪問系サービスを利用することが想定されることから、ニーズの的確な把握に努めることが必要です。

調査結果

- 今後、どのように暮らしたいかについては、「一人で暮らしたい」「家族と一緒に暮らしたい」「結婚して配偶者（夫または妻）と暮らしたい」「仲間と地域で共同生活がしたい（グループホームなど）」の合計が、身体 78.7%・知的 78.0%・精神 82.3%・難病認定 88.2%・発達障害 80.0%となっています。《報告書 P.27 18 歳以上問 18》

1 障害のある人への理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進

- アンケート調査では、あらゆる場面において障害のある人への理解があまり進んでいない現状がうかがえます。

また、合理的配慮に関する認知度が、あまり進んでいないことがうかがわれることから、今後、当事者及び保護者に適切な情報提供を行うとともに、行政機関をはじめ教育機関などの様々な支援機関が正しく認識できるように取り組むことが必要です。周知の際には、合理的配慮について言葉だけ知っている人も多いことから、「合理的配慮」の実践につなげるためにも、配慮や工夫として求められる内容を分かりやすい形で示していくことが重要です。

さらに、福祉サービスに関する情報提供については、身近な支援者との連携を深め、関係機関・事業者などからさまざまな情報が提供されるとともに、市が引き続き、情報発信に努めることが必要です。また、相談支援事業所に関しても利用している人が多いことから、今後も相談支援事業の充実に努めることが必要です。

- ヒアリング調査では、障害に対する理解や認識を深め、障害のある人の社会参加を促進するためには、身近な地域での関係づくりなど多様なアプローチが求められています。

また、「障害者差別解消法」の理念の普及など、法施行に向けて、積極的に取り組むことが求められています。

さらに、グループホームなどの生活の場はこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、整備の際には、施設の建設に対し、障害に対する正しい理解がなされていないことに起因しておこる反対運動によって中断、停滞する、いわゆる施設コンフリクトが発生しないよう、その解消に向けた取り組みを行うなど、施設の円滑な整備の実現を図ることが必要です。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
障害のある人への理解	・知的障害のある人、発達障害のある人で差別や偏見、疎外感を感じる人が多い。	・日常生活で、障害による差別や偏見、疎外感を感じるかについては、「感じる」が身体 25.0%・知的 52.3%・精神 45.2%・難病認定 37.3%・発達障害 63.9%となっている。《報告書 P. 21 18歳以上問 12》

	<ul style="list-style-type: none"> ・「人間関係」「街のなかでの視線」「仕事や収入」において、差別を感じられる場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感じる場面については、「人間関係」が身体 41.5%・知的 45.7%・精神 59.0%・難病認定 52.0%・発達障害 40.3%、「街のなかでの視線」が身体 35.8%・知的 50.0%・精神 32.8%・難病認定 40.0%・発達障害 50.7%、「仕事や収入」が身体 31.7%・知的 42.2%・精神 37.7%・難病認定 32.0%・発達障害 41.8%となっている。《報告書 P. 21 18歳以上問 12(1)》
合理的配慮の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮について、あまりよく知らない人が多く、考え方や意義等に関する周知を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の認知度については、「よく知っている」が3.7%、「多少は知っている」が9.2%、「聞いたことはある」が16.1%、「全く知らない」が58.5%となっている。《報告書 P. 22 18歳以上問 13》
サービスに関する情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスに関する情報提供については、障害特性に応じた身近な支援者が担っている場合が多くなっている。 ・一方、「市役所の窓口（障害福祉課など）」「市の広報紙」の割合も高く、市からの情報発信は引き続き必要である。 ・相談支援事業所（障害者相談支援センターお結び、松花苑生活支援センター、地域活動支援センター“圭”、花ノ木医療福祉センター、相談支援センター巴 など）については、知的障害や精神障害、発達障害のある人の利用率は高くなっているが、身体障害と難病認定の人では利用率が低くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスに関する情報の入手先については、身体では、「市役所の窓口（障害福祉課など）」が22.3%、「市の広報紙」が23.3%、知的では、「家族・親戚」が34.2%、「通所先（施設など）」が32.0%、精神では、「市役所の窓口（障害福祉課など）」が29.6%、「医療機関（病院、診療所など）」が23.7%、難病認定では、「市役所の窓口（障害福祉課など）」が29.9%、「家族・親戚」が26.9%、発達障害では、「家族・親戚」が37.1%、「市役所の窓口（障害福祉課など）」が31.4%とそれぞれ上位になっている。 ・一方、「相談支援事業所」については、身体 5.1%・知的 30.6%・精神 20.7%・難病認定 4.5%・発達障害 28.6%となっている。《報告書 P. 31 18歳以上問 23》

(2) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●地域においては、高齢者や子どもに関わる課題と比較して理解が薄いように感じられる ●障害者自らが一般企業で働き、地域の中のグループホーム等で暮らして地域に溶け込んでいくことが地域住民の理解の促進や差別の解消につながっていくものである ●市・関係団体・教育機関・当事者団体等が一体となり、あるいは個々の活動においても、市民に向けた啓発活動を積極的に取り組む必要がある。また、差別解消法が有効的に機能することを期待したい ●各施設、事業所の資質向上にもつなげられるように行政が中心に学習会、事例発表等を定期的で開催することが必要。地域交流などを通して、人権尊重意識につなげていくことが必要 ●家族、当事者による独自の学習会は積極的に行われている ●手話を地域に広めることが重要 ●ほぼ全ての小中学では、障害者福祉に関する交流会が行われている。ハートフェスタやゴスペルなど、理解が広がっている ●亀岡市だけでなく、盲導犬の同伴を拒否される事例がある 	<p>障害や障害のある人への理解の促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●保育所では障害児を受け入れ、一人ひとりに必要な支援を行っている ●発達障害について、教職員及び保護者の正しい理解と認識、支援が必要 ●保護者会の研修や職員研修で発達障害について学んでいるが、保護者会研修への参加が少ないので今後参加を呼びかけていく 	<p>保育・教育機関等における理解の促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●移転の場合反対の声があることが多く、障がいのある人への市民の理解が少ない ●出会った人の多くは、初めは障害のある人に対しての不安や戸惑いを感じていても、実際に接していく中で理解を深めてもらった 	<p>グループホーム、ケアホーム設立における住民理解の不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動や各種催しに、障害のある人に対して補助活動を推進してもらえそうな組織づくり 	<p>ボランティア活動の促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●NPO 法人等、個人ではなく法人が成年後見人に就任できる制度、システムの構築 ●成年後見制度（成年後見制度利用支援事業の推進）による契約行為の行使や障害者権利擁護支援などの有効活用 ●権利擁護は認知症の人が多かったが、知的障害についても近年は増えてきた。家族の高齢化、自立的な生活を進めようとする中で増えている 	<p>成年後見制度等の促進、権利擁護の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者差別解消法」の周知を促進し、「合理的配慮」について、市全体で取り組んでいく姿勢を示すことが必要 	<p>「障害者差別解消法」などの理念の普及</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の店舗等との連携や、警察等々との連携と学びの場。生活圏の中で、行政側からの支援が必要である 	<p>行政機関の配慮の促進</p>

2 生活支援

- アンケート調査、団体ヒアリングでは、訪問系サービスの充実、日中活動の場の充実、緊急時の対応、施設・居住系サービスの充実、相談支援体制の充実などを求める様々な意見があります。
- アンケート調査では、家族や障害のある人自身の高齢化や、地域生活への移行の進展等により、地域生活の場や権利擁護等のニーズが高まっています。また、精神障害のある人の日中の居場所づくりも課題となっています。
- ヒアリング調査では、新たな日中活動系サービス事業所の整備、重度の障害のある人への支援の充実が課題となっています。今後、新たに特別支援学校などを卒業する障害のある人等の通所先が不足するという状況とならないように、整備を行う必要があります。
また、入院した場合の医療スタッフとのコミュニケーション支援や、介護者の突然の不在により、介護が受けられなくなった重度障害者への在宅生活支援など、緊急時における対応の必要性に関する意見も挙げられており、市としても制度化に着手することが必要です。
- これらのニーズを総合すると、新たな日中活動の場の整備や、グループホーム等の整備が求められていますが、それ以外では、福祉制度やサービスを利用するための相談支援の充実、個別対応を必要とする人への支援の充実、事業者間の横の連携など、すでにある本市の地域資源をより有効に活用する対応策が求められています。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴・課題	集計結果
現在の生活での不安なことや相談相手	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害、精神障害、発達障害のある人では、将来の生活のことに不安を抱えている人が多い。 ・精神障害、難病認定の人では、医療や経済面で不安を抱えている人が多く、医療的支援を受けやすいなど、障害特性を反映している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の生活で不安に思っている内容については、「将来の生活のこと」が、身体 25.6%・知的 47.7%・精神 54.8%・難病認定 37.3%・発達障害 59.0%、「健康・医療のこと」が、身体 37.9%・知的 28.8%・精神 47.4%・難病認定 58.2%・発達障害 31.4%、「経済的なこと」が、身体 29.4%・知的 26.6%・精神 54.1%・難病認定 41.8%・発達障害 27.6%、である。《報告書 P. 28 18歳以上問 19》

質問項目	傾向・特徴・課題	集計結果
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の相談体制については、2割台の人が満足しているが、精神障害のある人については、「気軽に相談できる場や人がいないので不満である」が3割となっており、相談体制の充実が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の困ったときの相談体制にどのように感じているかについては、「満足している」が、身体 24.5%・知的 25.7%・精神 25.9%・難病認定 20.9%・発達障害 27.6%、「気軽に相談できる場や人がいないので不満である」が、身体 11.0%・知的 11.3%・精神 30.4%・難病認定 16.4%・発達障害 12.4%、である。《報告書 P. 29 18歳以上問 20》
サービスの利用意向	<ul style="list-style-type: none"> どの障害においても相談支援の利用意向が高くなっているが、知的障害、発達障害のある人の「生活の場」のニーズが高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活を送る上で必要なサービスについて、「特にない」が身体 41.6%・知的 20.7%・精神 34.8%・難病認定 35.8%・発達障害 22.9%、である。「相談支援体制の充実」が、身体 13.8%・知的 22.1%・精神 21.5%・難病認定 17.9%・発達障害 22.9%、「生活の場の確保（グループホーム等を含む）」が、身体 6.9%・知的 26.6%・精神 19.3%・難病認定 10.4%・発達障害 25.7%、である。《報告書 P. 35 18歳以上問 27》
権利擁護支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害、発達障害のある人では、金銭管理等ができない人が多くなっている。 成年後見制度は利用する必要性がない人も多いが、制度内容や利用の仕方がわからない人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活で金銭管理ができるかについては、「できない」が、身体 18.5%・知的 55.0%・精神 14.8%・難病認定 19.4%・発達障害 59.0%となっている。《報告書 P. 33 18歳以上問 24》 成年後見制度の利用については、「利用する必要性がない」が全体で 48.2%となっているが、「制度内容や利用の仕方がわからない」が、身体 11.0%・知的 18.5%・精神 19.3%・難病認定 16.4%・発達障害 20.0%となっている。《報告書 P. 34 18歳以上問 26》

(2) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●利用者のニーズがあっても、サービス供給量には限界があり、すべてに応えることはできない ●タン吸引をして欲しい。（現在はヘルパーではなく保護者が対応していると思われる。） ●サービスについての相談や、利用者の情報などが集まりにくく、調整することも難しい ●ケアマネジメントを行い、役割を担う人が必要 	訪問系サービスの充実

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ● 重心の障害児者に対応できるヘルパーが少ない ● 男性（同性介助が可能なように）ヘルパーが少ない ● 希望していた日に利用できない事があるため、労働条件（待遇面）を充実してヘルパーを増加することが必要 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 亀岡市内の日中活動サービスはすでにどこも定員いっぱいになってきており新たなサービスの必要性が高まっている。 ● 成人期の通所支援サービスが不足している。毎年の丹波支援学校の卒業生を受け入れることだけでも汲々としており、不足は明らか。その社会資源を整えるため、亀岡市の応援は不可欠である。「ワークスおーい」がいっぱいであるが、入所の中の部分を使っている。通所の作業場を使った整備が必要。 ● 重度重複障がいや重い自閉症がある人たちには、専門的にかかわれる機関（みずのき）・スタッフが必要となるが、人材確保へのサポートが必要。 ● 通所先についてはいろいろな障害があってもいいと思う。 ● 相談支援事業の充実により、在宅障がい者の方々の支援依頼が急増し、同時に日中活動サービスの利用希望も増加の一途で、特に就労支援系は慢性的な資源不足に陥っている。あわせて支援学校卒業生の進路保障に関しても同様の課題を抱えている現状を民間の事業所だけで解決する事は困難であり、官民一体となった取り組みの必要性を感じる。 	日中活動の場の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所サービスの充実。家族入院等の緊急時の受け入れ先確保が困難で、綱渡り状態。医療が必要な時に、緊急な時に利用できない。広域の市町村として考えてほしい。市町村のネットワークでの対応を行っている。経営の分担も可能になる。 	短期入所の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児者入院時の家族支援。付き添い等に困難がある。京都市は行っているが、仕組みとして立ち上げてほしい（京都市重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業及び京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業） 	緊急時の支援、通院支援
<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム等の住民は、潜在的なニーズはかなりあると思われるが、整備は進んでいない。入所施設の待機も後を絶たず、家族との同居を前提とした制度建設も随分と無理がきている。地域の中で、少人数で生活できるグループホーム（ケアホーム）は消防法や建設基準法、バリアフリー条例などの規定により開設が困難 ● 愛知県知事が打ち出したような、公有地を最大限に活用して、民営で障害者福祉施設、事務所、GH、CH等を倍増させるような大胆な発想を期待したい ● 市街化調整区域が多く、事業展開に制約が多すぎる。グループホーム、特区で行ってほしい 	施設・居住系サービスの充実

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援の重要性は言われるものの、そのための予算や人材の確保は不十分と言わざるを得ない ●通級している児童の保護者が抱えている悩みについては、教育のことだけではない場合も多いので、広く相談に乗ってもらえる窓口を用意し周知徹底できるようにしてほしい ●子どもの発達を保障していくために、支援を必要とする子どもに支援担当を配置し保育にあたる。必要に応じて発達相談や教育相談など他機関につなげていく ●相談支援に関しては、福祉専門的な対応ができる人材が不足している ●気軽に相談を聞いてもらえる場所が身近にあることが必要 ●発達障害をもつ親への相談支援が課題である。親のケアが難しい。どこに相談に行けばいいのかわからない。悩みの内容については、グレーゾーンであるがゆえに発達障害についての理解や受容に悩んでいる方が多い 	相談支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用計画の作成を促進してほしい 	サービス利用計画の作成促進
<ul style="list-style-type: none"> ●現在どこに行っても手話ができる人がいない。特に高齢ろうあ者は読み書きが苦手である。聞こえる人と同じようにサービスが受けられるようにしてほしい 	コミュニケーション支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアを含む重度障害のある人への対応が必要 ●重度障害や強度行動障害のある人の受け入れについての職員配置への加算 	重度障害のある人への支援
<ul style="list-style-type: none"> ●縦割りの事業になっている。各々の機関が、どこでどのような支援事業を行っているのか把握し、連携を取る必要がある。ケース会議はあるものの、個別的な対応になりがちである 	地域間連携の強化
<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険の利用もあるが、食事サービス、買物サービス、亀岡市は公共交通機関が不便。巡回バスは亀岡駅周辺のみ。公共機関の運行本数が少なく、行きたいところに行けない。高齢者が多い中で、障害のある人が取り除かれている。 	移動手段の確保

3 生活環境

- アンケート調査では、外出の機会が確保されている方が多い現状もありますが、中には、ほとんど外出の機会がない人もいます。
また、障害種別により、家族やヘルパーの同伴がなければ外出できない人もおり、今後も、移動を支援するサービスの充実を図ることが必要です。
さらに、外出時においては、緊急事態が起こったときの対応や周囲の障害への理解の改善を求める意見も多くなっています。
- ヒアリング調査では、住環境の整備・改善や、道路・交通・公共施設などのバリアフリー化や、こころのバリアフリーの推進など、多様なご意見が挙げられています。
- 本市では、引き続き、住環境の整備・改善や、道路、交通、公共施設などのバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進する必要があります。また、障害のある人が社会に参加しやすい環境を整えていくためには、ハード面からの環境改善に加え、「こころのバリアフリー」も進めていく必要があります。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
外出の状況	・知的障害、発達障害のある人の8割がよく外出している。 一方、精神障害のある人では約2割、難病認定のある人では1割台半ばの人がほとんど外出しておらず、社会参加のための支援の必要性がうかがえる。	・外出の頻度について、「週に3日以上」が身体58.8%・知的78.8%・精神56.3%・難病認定64.2%・発達障害80.0%、「月に2～3回など不定期」と「ほとんど外出しない」の合計が身体14.2%・知的8.1%・精神19.3%・難病認定16.4%・発達障害8.6%となっている。《報告書P.36 18歳以上問28》
	・身体障害と精神障害のある人では、一人で外出できる人が6割～7割となっている。	・一人で外出できるかについて、「できる」が身体67.5%・知的50.0%・精神72.6%・難病認定58.2%・発達障害46.7%となっている。《報告書P.36 18歳以上問29》
	・どの障害においても、家族以外に、ヘルパーとなれば外出できると回答する人が高くなっているが、特に、知的障害と発達障害のある人の割合が高くなっている。	・一人で外出できない人で誰となら外出できるかについて、「家族」が身体79.0%・知的72.5%・精神81.3%・難病認定87.5%・発達障害83.3%、「ヘルパー」が身体20.2%・知的45.1%・精神21.9%・難病認定20.8%・発達障害48.1%となっている。《報告書P.37 18歳以上問29(1)》

質問項目	傾向・特徴	集計結果
外出のときに改善が必要だと感じること	・外出時について、緊急事態が起こったときの対応に不安がある人が全体的に多くなっているが、知的障害、精神障害、発達障害のある人では、周囲の障害への理解の改善を求める人も多くなっている。	・身の回りで、必要な設備や支援、改善が必要であるものについて、「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」が身体 30.0%・知的 47.3%・精神 28.9%・難病認定 38.8%・発達障害 48.6%、「障害への理解が不足している」が身体 12.4%・知的 32.0%・精神 30.4%・難病認定 16.4%・発達障害 36.2%となっている。《報告書 P. 38 18 歳以上問 30》

(2) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●市・関係機関・団体は、現在の不便なところやバリアフリー化が必要なところなど、全体をしっかりと把握し、改善するためにまずは細かく調査してほしい ●いわゆる「親のなきあと」の問題は絶えることがなく、グループホーム等でカバーするには事業者の負担が大き過ぎる。公営住宅の利用に際して、より障害のある人に歩み寄ったルールの変更を期待する 	住居・生活環境の改善
<ul style="list-style-type: none"> ●自閉症の人は聞くことに苦手さを持っていても「視覚でとらえる」ことは得意である。トイレの場所など目で見てわかるような支援があると良い。 ●車いすの人で公共機関は難しい。公共施設でバリアフリー化している所は多いが利用者のニーズには応えていない ●福祉センターの駐車場が少ない。 	民間施設、公共機関のバリアフリー化
<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が歩きやすい所が少ない（音響信号、点字ブロック等はじめ、路面の凹凸など） ●聴覚障害のある人にとって、目で見て分かる情報が大切（駅、停留所、車内等での電光掲示板、聴覚障害者対応システムの確立、バス・電車等における災害時や緊急時の情報の伝達方法など） ●FAX、情報機器、コミュニケーション機器（ループ、OHPを含む）電光掲示板などの設置、充実 	道路・公共交通機関のバリアフリー化
<ul style="list-style-type: none"> ●公的な施設や公共交通機関等ではバリアフリー化が進んできたが、それを取り巻く人の理解や配慮が不足している ●啓発のためのセミナーが実施されているが、市民生活を送る中でもっと自然な形で、障害のある人が溶け込んでいるような形が望ましい 	こころのバリアフリーの推進

4 安全・安心

- アンケート調査、ヒアリング調査のいずれにおいて、東日本大震災での課題を踏まえ、障害のある人など避難行動要支援者の避難支援や情報伝達方法、避難所の運営など、防災対策のさらなる充実が求められています。
- アンケート調査では、亀岡市ふれあいネットワーク制度について、あまり知られていない現状や知っている人でも登録していない人が多いという実態がうかがえます。一方、知らない人で今後登録を希望する人も多く、登録を促進するためにも、事業に関する理解を求めることが必要です。
- ヒアリング調査では、避難時の支援および避難所の支援において、ご意見は多様であり、それぞれの障害の特性に応じたきめ細やかな支援が求められています。アンケート調査・ヒアリング調査のいずれにおいても、特に、避難所での生活に不安を感じている人が多くなっており、福祉避難所の拡大や、医療的な支援の充実、障害のある人に対応できる施設整備の充実などのご意見が挙げられています。また、現在指定されている福祉避難所については、災害発生に備え日頃から事前準備を進めることが必要であり、市としても支援を検討する必要があります。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
災害時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀岡市ふれあいネットワーク制度については、知らない人の方が多く周知されていないことがうかがえる。 ・ しかし、知っている人でも登録していない人が多いという実態もある。 ・ 一方、知らない人で今後登録を希望する人も多く、登録を促進するためにも、事業に関する理解を求めることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀岡市ふれあいネットワーク制度については、「知っている」が身体 27.8%・知的 28.8%・精神 21.5%・難病認定 43.3%・発達障害 33.3%となっている。 ・ 知っている人で登録している人は、身体 19.7%・知的 20.3%・精神 17.2%・難病認定 27.6%・発達障害 14.3%となっている。 ・ 知らない人で今後登録したい人は、身体 34.2%・知的 45.0%・精神 32.6%・難病認定 46.7%・発達障害 56.7%となっている。《報告書 P. 39 18 歳以上問 31》
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時においては、災害情報を伝えてほしいという意見が高くなっているが、精神では薬の確保を求める意見が最も高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に支援してほしいことについては、「災害情報を知らせてほしい」身体 38.3%・知的 36.5%・精神 35.6%・難病認定 41.8%・発達障害 29.5%、「必要な治療や薬を確保してほしい」精神 49.6%、がそれぞれ最も高くなっている。《報告書 P. 42 18 歳以上問 33》

(2) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ● 公的な施設や公共交通機関等ではバリアフリー化が進んできたが、それを取り巻く人の理解や配慮が不足している ● 災害時にどこに行ったらいいのかわからない ● 2次避難所（福祉避難所）の周知を行ってほしい ● 亀岡市ふれあいネットワーク制度の周知と充実 ● 避難行動支援に向けた市独自の仕組み作り、そのための関係者、有識者機関の設置など早急な対策が必要 ● 民生委員など地域とのつながりも必要になる ● 在宅の人で孤立している人が多い ● 精神障害のある人で退院指導を受けている人の支援が必要 	<p>避難対策の充実、亀岡市ふれあいネットワーク制度の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所の拡大が必要 ● 福祉避難所の指定を受けているが、具体的な動きは見えておらず、指定されただけになっている。緊急時に備えた連絡会や勉強会、備蓄など、災害に備え具体的な対策が必要 	<p>福祉避難所の拡大と体制の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 知的に障害のある人は、一般的には無防備で、消費者被害等の犯罪被害に巻き込まれやすいという現状がある 	<p>犯罪に巻き込まれないための支援の充実</p>

5 療育・教育、文化芸術活動・スポーツ等

●療育支援については、アンケート調査から、本市においては療育を受ける場所は「児童発達支援（療育教室「フレンズ」、花ノ木医療福祉センター）」が中心となっていることがわかります。

また、必要な療育については、「適切な行動や対人コミュニケーション能力など社会的なスキルを教えてくれる機関」が約4割と最も高くなっていますが、その他に、「学習サポート機関」「進路選択に関する相談機関」「発達障害専門の医療機関」など、療育に多様な役割が求められています。

ヒアリング調査からは、関係機関等からは、本市における療育の成果に対して評価する意見が多く挙げられていますが、支援を必要とする子どもの増加により、療育を受ける場所をさらに拡大してほしいという意見も挙げられています。

●福祉サービスについては、アンケート調査では、緊急時に預かってくれるサービスや、放課後や休日に利用できるサービスの必要性がうかがえます。一方で、約4割の方が福祉サービスを利用していない現状があるなど、サービスにつながらない方も多くいます。また、休暇、放課後の過ごし方については、「自宅で過ごす」が多くなるなど、地域や社会との接点が持ちにくい現状もうかがえます。

●アンケート調査では、相談相手については、相談相手にも心身や発達に障害があるお子さんがいる人が大多数となっていることや、相談相手とは教育機関や療育機関等を通じて知り合うことが多いことから、関係機関が障害のある子どもの保護者と協働し、保護者同士のネットワークを充実させることの必要性もうかがえます。

●アンケート調査・ヒアリング調査のいずれにおいても、一人ひとりの児童・生徒の特別なニーズや将来の就労などを見据えた教育が求められています。

●障害のある子どもの一貫した支援・教育を可能とする専門性を確保するとともに、特別支援学校、療育機関、福祉や療育の支援機関などが連携し、総合的な支援を可能とする体制を整備することが必要です。

(1) アンケート調査結果概要(18歳未満対象調査)

質問項目	傾向・特徴	集計結果
療育（18歳未満）	・療育を受ける場所は「児童発達支援（療育教室「フレンズ」、花ノ木医療福祉センター）」が中心となっている。	・現在（過去）、受けている（受けていた）療育については、「児童発達支援（療育教室「フレンズ」、花ノ木医療福祉センター）」が58.6%、次いで「保育園・幼稚園の療育」が11.5%となっている。《報告書 P.100 18歳未満問15》
	・療育を受けるにあたって、通園が大変」「家族の同伴を求められる」が課題となっている。	・療育機関、園での生活の問題点は、「通園が大変」が29.1%、次いで「家族の同伴を求められる」が23.6%となっている。《報告書 P.100 18歳未満問16》

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	<ul style="list-style-type: none"> 療育の頻度は、「月に数回」が大多数を占めている。 療育については、幅広い役割を期待する意見が多くなっているが、社会的なスキルを身に着けるための支援が最も高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 療育の頻度は、「月に数回」が76.4%、次いで「週5回」が8.2%となっている。《報告書P.101 18歳未満問17》 必要だと思う療育は、「適切な行動や対人コミュニケーション能力など社会的なスキルを教えてくれる機関」が43.3%、次いで「学習サポート機関」が33.8%、「進路選択に関する相談機関」が29.9%、「発達障害専門の医療機関」が26.8%、となっている。《報告書P.101 18歳未満問18》
休暇、放課後の過ごし方（18歳未満）	<ul style="list-style-type: none"> 余暇や放課後は自宅で過ごす子どもが多くなっている。 放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用している子どももいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 休暇、放課後の過ごし方については、「習い事や趣味を行っている」29.9%、「自宅でテレビなどを観て過ごす」74.5%、「放課後等デイサービスを利用している」21.0%、「移動支援を利用している」3.8%、「日中一時支援事業等を利用している」8.9%、「放課後児童会を利用している」3.2%となっている。《報告書P.94 18歳未満問12》
福祉サービスの利用（18歳未満）	<ul style="list-style-type: none"> 半数の子どもが福祉サービスを利用しているが、4割は利用していない。 利用しているサービスは「日中一時支援事業」「放課後等デイサービス」「児童発達支援、療育教室など」が高くなっている。 今後利用したいサービスは「移動支援事業（ガイドヘルプ）」「放課後等デイサービス」「夏休み障害児学童保育」「児童発達支援、療育教室など」が高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスを「利用している」人は51.6%、「利用していない」人は41.4%である。《報告書P.117 18歳未満問40》 利用している福祉サービスについては、「居宅介護」7.4%、「短期入所」12.3%、「移動支援事業（ガイドヘルプ）」17.3%、「日中一時支援事業」22.2%、「放課後等デイサービス」49.4%、「児童発達支援、療育教室など」29.6%が高くなっている。《報告書P.117 18歳未満問40①》 今後利用したい福祉サービスについては、「短期入所」12.7%、「移動支援事業（ガイドヘルプ）」25.5%、「日中一時支援事業」20.4%、「放課後等デイサービス」31.2%、「夏休み障害児学童保育」が30.6%、「児童発達支援、療育教室など」25.5%が高くなっている。《報告書P.120 18歳未満問42》
相談体制（18歳未満）	<ul style="list-style-type: none"> 相談相手にも心身や発達に障害があるお子さんがいる人が大多数となっている。 相談相手とは療育機関や教育機関等を通じて知り合うことが多い結果となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談相手にも心身や発達に障害があるお子さんがいる割合は、86.9%となっている。《報告書P.97 18歳未満問14①》 相談相手とどこで知り合ったかについては、「療育機関（療育教室「フレンズ」、花ノ木医療福祉センター）」57.5%、「小・中・高等学校」23.9%が高くなっている。《報告書P.98 18歳未満問14②》

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	<ul style="list-style-type: none"> • どのようにつながりをつくれればよいかわからない人も多く、親同士がつながりあう機会が少ないことがうかがわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 相談についてどのように考えているかについては、「市役所や施設などの相談窓口であれば、それで十分」が33.3%、「相談窓口より親同士のつながりが重要であると思うが、どのようにしてつながりをつくれればよいかわからない」が44.4%、「相談の必要はなく、自分で解決していけばよいと考えている」が16.7%となっている。《報告書P.99 18歳未満問14④》
社会参加の状況（18歳以上）	<ul style="list-style-type: none"> • 社会参加としては買い物が多く、次いで、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が約4割、「家族・友人・知人との交流」が約2割という結果になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 最近一ヶ月間に行った社会参加の状況については、「買い物」が身体40.6%・知的44.1%・精神52.6%・難病認定41.8%・発達障害44.8%とそれぞれ最も高くなっている。《報告書P.12 18歳以上問11》
	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的にどの項目も参加意向が高いことから、今後、社会的な支援等で参加を促進できる部分については、取組について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 今後したい社会参加については、「家族・友人・知人との交流」が身体49.1%・知的55.9%・難病認定49.3%、「買い物」が精神53.3%・発達障害53.3%とそれぞれ最も高くなっている。《報告書P.15 18歳以上問11》

(2) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ● 亀岡市には花ノ木医療福祉センターや療育教室フレンズがあり、身近な場所での相談、療育を受けることができる。保育所、学校、保健センターなどとの連携も充実している ● 花ノ木療育教室やフレンズに通所している園児がいる。保育所ではできない必要な療育を受けることで成長がみられる。年々、療育を希望される人が増えてきているので、待機している人が多い。早い時期から必要な療育が受けられるようにしてほしい ● 保健センターの乳児健診や発達相談等から早期に療育教室に通級する子どもがいる。作業療法や言語療法の予約がいっぱいでなかなか取れない現状であると保護者から聞く。支援を必要とする子どもが増えてきている現状に対する受け皿となる容量の増加が必要となってくる ● 療育を必要としている子どもに対して、実施している事業所が少なく、不足している 	療育支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● インクルーシブ教育を推進してほしい ● 教育については、補助金を増やすなどして普通学級での教育が受 	特別支援教育の充実

ご意見	【計画における課題】
<p>けられるようにしてほしい</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ●通級担当については、各学校に一人配置してもらえれば、きめ細かい支援を行うことができる。通級担当がいることで改善されることが多い ●通級学級の支援が必要な子どものニーズは増加している。自閉症スペクトラム障害の人が多くなってきている。学校内でのトラブル等も支援が多い 	<p>通級指導教室の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●療育機関、保育所、幼稚園、学校、事業所、各ステージの連携を充実させる ●早期発見・早期対応と、個別の教育支援計画やアセスメント票を就学前から就学期間、卒業後をつないで生涯にわたって支援していく体制を一層充実する必要がある ●支援学校と小学校との関係性の薄さが問題 ●中学から高校への情報を引きつぐことが大切である。高校とは連絡会を設けて、情報の伝達を行っている。高校進学について、入試があり、点数で判断される部分がある 	<p>切れ目のない支援体制の充実、地域間連携の強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●自閉症の方については、学校にいとある程度成績もよいが、社会人になってから職場でのトラブルも抱えることになる ●支援の必要な生徒の高校進学は限られている ●進路支援を早期に着手できるように支援をお願いしたい 	<p>卒業後に向けた支援の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●放課後等デイサービスの増強は必要であるが、地域で放課後の見守りができるような仕組み作りが必要 ●地域の人と交わって参加できる文化活動スポーツクラブサークル余興活動などを具体的に立ち上げることも必要 	<p>放課後の支援、長期休暇中の支援の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●身近なスポーツ、文化活動ができることが必要 ●文化芸術活動やスポーツ、地域の行事等、企画段階で障害のある人の参加を前提に計画を立てることが当たり前になってほしい ●以前に、奈良平さんを招き、テキスタイルアートをした。プロと関わる創作のワークショップを開催して欲しい ●就労を継続するためには課題が多く、実際に離職する人は多い。職場で孤立感を抱え込んでしまい行き詰り、離職に追い込まれてしまう。仕事以外の楽しみややりがいが必要であり、そういう場の提供が求められている。その手段として、文化芸術活動やスポーツ等は有効である。 	<p>スポーツ、文化活動の充実</p>

6 雇用・就業、経済的自立への支援

- アンケート調査では、一定数の企業等の一般雇用があるものの、福祉的就労が多いなどの現状があります。また、一般就労が困難な人については、福祉的就労へのニーズが高く、サービス提供事業所の安定的な運営への支援や、就労の喜びをもたらすような工賃の確保が重要な課題です。
- アンケート調査・ヒアリング調査のいずれにおいても、企業の理解の促進、就労支援の充実、就労定着支援の充実など、支援体制のさらなる充実が求められています。就労前の職業訓練から就職後のフォローを含めて一貫した就労支援・就労定着支援と、企業等の一般就労の場の確保が必要です。また、福祉施設でつくられた製品の販路拡大を推進するなど、就労支援や利用者の工賃アップを促進することが必要です。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴・課題	集計結果
仕事の状況	・知的障害、発達障害のある人の多くが仕事をしている一方、身体障害、精神障害ある人や難病認定を受けている人では約3割となっている。	・仕事の有無について、「している」が、身体 35.3%・知的 68.0%・精神 30.4%・難病認定 35.8%・発達障害 69.5%である。《報告書 P. 43 18歳以上問 34》
	・身体障害のある人では高齢を理由に仕事をしていない人が多いが、その他では障害や病気を理由に仕事ができない人が多く、障害特性に応じた仕事の必要性がうかがえる。	・仕事をしていない理由について、「年齢のため（学生・高齢）」が、身体 45.8%・知的 14.3%・精神 14.6%・難病認定 28.6%・発達障害 20.0%、「障害や病気のため」が、身体 38.0%・知的 57.1%・精神 62.9%・難病認定 61.9%・発達障害 53.3%である。《報告書 P. 44 18歳以上問 34(2)》
	・身体障害のある人は、企業などで働いている人が多いが、知的障害、精神障害、発達障害のある人は、福祉的就労が多い。	・仕事の内容について、「企業などで正社員・正職員として働いている」が、身体 36.2%・知的 9.9%・精神 7.3%・難病認定 29.2%・発達障害 6.8%、「福祉的就労」が、身体 15.5%・知的 74.2%・精神 53.7%・難病認定 29.2%・発達障害 79.5%である。《報告書 P. 43 18歳以上問 34(1)》
就労条件で必要なこと	・周囲の理解や多様な選択肢、障害に配慮した設備が働くためにも必要な条件となっている。	・働く上で必要な条件について、「障害に対する周囲の理解があること」28.8%、「仕事に選択肢があること」22.7%、「障害のある人に配慮した設備が整っていること」21.4%、「賃金が妥当であること」19.5%、「通勤手段があること」17.9%、「就業を継続するための支援体制が充実していること」16.6%が上位になっている。《報告書 P. 45 18歳以上問 35》

(2) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の障害者雇用への助成等支援の強化 ● 企業への補助を拡大するなど雇用促進につながる制度の充実 ● 障害のある人ができる仕事、職種を増やす ● 企業などに対して雇用に対する意識を高める ● 希望に応じた勤務日数、勤務時間が実現するなど、多様な働き方ができる支援・環境の整備が必要 	<p>企業の理解の促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 法定雇用率については平成 25 年4月から引き上げられたことに加え、平成 30 年からは精神障害のある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わり、就労の拡大に向けた素地はできつつある ● 雇用者側へのサポートの必要性について、事業所が理解することで、障害者就労は増加するものと思われる 	<p>就労支援の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の課題は雇用後の職場定着であり、就労支援に携わる関係機関が頭を悩ませるところである ● 関係機関や行政も一緒になって見守っていくことが必要であり、企業が孤立しないように取り組まなければならない ● 継続雇用への支援や、受け皿も充実することが必要である ● 診断につながらず、職場での失敗経験からひきこもっている精神・発達障害のある人に対して、例えば秋田県藤里町（就労支援や機能訓練、地域の人たちとの交流の場で福祉の拠点となる施設『こみっと』）のような実践から学ぶことがある ● 職場定着にはジョブコーチが必要であるが、現在京都府には8名しかいない 	<p>就労定着支援の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業だけでなく、関係機関や行政も一緒になって見守り、障害者限定の雇用ができるように取り組むべきである ● 亀岡市がモデルとなって障害者を直接雇用して、実践していったほしい 	<p>関係機関との連携、行政機関の率先雇用の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 「亀岡市障害者就労支援共同センター」を柱に、亀岡市の積極的姿勢が感じられる取り組みが実施されている。また、優先調達法によって、このような取り組みがさらに充実していく事を願っている ● 工賃を増やせる取組が必要 ● 福祉施設・団体への優先発注のさらなる拡充 	<p>販路拡大、工賃アップ</p>

7 保健・医療

- アンケート調査では、通院の状況について、特に精神障害のある人、難病認定のある人の定期通院が多くなっており、医療機関における支援が重要な役割を担っている現状がわかります。
- ヒアリング調査では、精神障害のある人、難病認定のある人への医療支援体制の充実に関する意見が挙げられています。また、ニーズの高い喫煙吸引については、事業所として対応が難しい現状が挙げられています。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
通院の状況	・特に精神障害のある人、難病認定のある人の定期通院が多くなっている。	・「1か月に1回以上の定期通院」を「している」が身体 47.1%・知的 36.5%・精神 77.8%・難病認定 61.2%・発達障害 32.4%となっている。《報告書 P. 48 18歳以上問 38》
	・医療を受ける上で困ることとして、医療費や交通費の負担感を感じている人が一定数いる。	・医療を受ける上で困ることについて、「医療費や交通費の負担が大きい」が身体 20.7%・知的 16.2%・精神 14.8%・難病認定 11.9%・発達障害 17.1%と、それぞれ最も高くなっている。《報告書 P. 49 18歳以上問 39》

(2) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
●耳マークは多く設置されているが、対応がしづらい	医療機関における受け入れ体制の充実
●医療機関での盲導犬同伴拒否がないよう、医療機関への補助犬法の周知をお願いしたい	
●医療負担の軽減	医療費などの負担軽減
●福祉サービスと連携しつつ、地域の身近な所で必要な通院や訪問診療を受けられる体制が求められる。とりわけ、この地域に於ける総合病院などの精神科設置の必要性を感じる。精神科と入院できるところがない、先生の異動があると診療も途切れてしまう総合病院やかかりつけ医など、個人計画の中で連携をとっている	精神障害のある人への支援の充実
●平成 25 年 4 月から障害に難病も加わり、より一層、福祉と医療の連携が不可欠となっている	難病患者への支援体制の充実
●喫煙吸引等の医療的ケアを求める人が増えてきて、京都府の養成研修を修了したヘルパーであれば介護職であっても医療的ケアが実施できるようになったが、請け負う事業所にとっては、リスクの割には単価が安い。国に対しても単価の見直しを働きかけてほしい	医療的ケアの実施に向けた支援の充実

8 情報アクセシビリティ(コミュニケーション)

- ヒアリング調査では、様々な場面において ICT（情報通信）を推進し、障害による困難さの軽減を図ることの必要性に関する意見が挙げられています。
- 今後は、障害のある人に配慮した ICT 機器やシステムの普及に努めるとともに、障害による情報格差が生じないように努めることが必要です。

(1) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●ICT は、情報提供やコミュニケーション手段として有効であり、障害を軽減する力を持っている。是非、機器の提供やリテラシーを高めるための支援など、制度を充実してほしい。視覚情報についても、文字を音声に変換するソフトがあることで、大変楽になる ●コミュニケーションにおいて障害があり、家庭でタブレットを使ってコミュニケーションをとっている子どももいる 	ICT 化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害のある人で読み書きが苦手の人については、ipad などの情報機器を使うことで、授業の困難さを解消できる ●ICT は推進していくことは重要であるが、周囲の理解も非常に大切になる。ハードとソフトの整備が重要 ●アプリケーションも開発されており、必要性はかなり高まっている 	教育における ICT 化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害のある人は、音声読み上げソフトを利用して web ページを利用しているが、デザイン、PDF ファイルの多用などにより、まだまだ利用しやすい環境になっていない ●市のホームページ等においては、Web アクセシビリティに配慮してほしい 	Web アクセシビリティの推進

9 行政サービスにおける配慮

- ヒアリング調査では、障害のある人がその権利を適正に行使することができるように、行政機関の職員等への障害者理解の促進に努めることについて意見が挙げられています。
- 市の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害のある人が必要とする配慮を行うことが必要です。
- 亀岡市の障害者施策については、関係機関や当事者等の意見の把握や、地域と協働した取組については今後も充実することが必要です。

(1) 団体ヒアリング調査結果

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●様々なサービスが受けられることを広報し、さらにアピールすべき ●障害のある人に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における配慮の徹底を図ることが必要 ●手話通訳者の増員を図ってほしい 	<p>行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●当事者の意見を良く聞きとりができ、会議等の参加ができています ●新たな課題が出てきた時に、可能な範囲で柔軟に対応してもらえる信頼感がある ●京都府下各市町村よりは、障がい者についての施策は長年に亘り理解と協力があると思われる ●亀岡市障害者就労支援共同センター、市独自の療育教室「フレンズ」等、独自の取組に着手している ●制度の隙間に視点を当ててほしい ●地域生活支援事業について2市1町の基本ルールの上で、地域差を考慮した市町としての独自ルールがあってもよいのではないか 	<p>地域と協働した障害者施策の推進</p>

今後に向けて ～今回の各種調査結果等からみえる課題～

各種調査結果や障害者福祉の動向などから障害のある人のニーズや課題を整理すると、次のような課題が見えてきました。

(1) 理解と権利擁護の促進

① 障害者差別解消への取組の充実

- 「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の普及に努める必要があります。
- 平成 28 年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、国や京都府と連携して障害のある人への差別解消に関わる啓発に努めるとともに、法制度等に基づく取組を推進する必要があります。また、法の施行後においても国の策定する基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組む必要があります。京都府の「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」とも連携する必要があります。

② 精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、難病患者等への理解の促進

- 精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解に努めることが必要です。

③ 地域における自発的な各種交流活動への支援

- 障害者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流活動の充実に努める必要があります。

④ 権利擁護の推進

- 虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行う必要があります。
- 意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などを検討する必要があります。また、成年後見制度の利用までは必要なくとも、日常生活上の金銭管理などに不安を抱えている人も多く、このような人の生活を支援する必要があります。

(2) 地域生活支援の充実

① 日中活動の場の確保と支援

○障害のある人が日中活動系サービスを利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図る必要があります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努める必要があります。

② 住まいの場の確保、居住の支援

○入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図る必要があります。

③ 難病患者への支援

○難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、必要なサービスの提供に努める必要があります。

④ 高齢の障害のある人への生活支援

○高齢化する障害福祉サービス利用者にふさわしい支援のあり方について検討する必要があります。

○介護保険制度の対象となる障害のある人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努める必要があります。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

①療育の充実

○児童発達支援などの療育のサービス提供体制の充実に努める必要があります。

②保育所・幼稚園の受入れの充実

○支援の必要な乳幼児の受入れ体制の充実に努める必要があります。

○保育所や幼稚園で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携を図る必要があります。

③放課後等の支援の実施

○放課後等デイサービスなどの、日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努める必要があります。

④インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた総合的な支援体制の構築

○中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について検討する必要があります。

(4) 社会参加の促進

①文化・芸術活動への支援

○障害のある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努める必要があります。

②移動支援事業の推進

○重度の障害や視覚障害のため単独で外出することが困難な障害のある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、引き続き、移動支援事業の充実に努める必要があります。

(5) 就労支援の充実

①就労支援体制の充実

○「なんたん障害者就業・生活支援センター」との連携を図り、障害のある人の企業就労を支援する必要があります。

○公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、就労支援体制の充実に努める必要があります。

②障害者雇用に関する啓発

○発達障害や高次脳機能障害などは、障害特性に関する理解が十分に浸透していないのが現状です。京都労働局や京都府などの関係機関と連携し、障害特性や職場における支援の方法などについて企業側の理解促進を図る必要があります。

③日中活動事業所の運営基盤強化への支援

○「障害者優先調達推進法」では、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表することが位置付けられています。この法律に基づいた取組を推進することが必要です。

○就労の場確保・拡大のための事業開拓や共同受注システムを構築する必要があります。

○市民サービスの向上のための市の事業の一部を、障害者就労施設へ委託することによって障害者の仕事確保を図る必要があります。

(6)防災・減災対策の推進

①亀岡市ふれあいネットワーク制度の充実

○「亀岡市ふれあいネットワーク制度」については、国の「災害時における要配慮者支援のためのガイドライン」に基づいて作成されているが、「改正災害対策基本法（平成25年6月）」を受けて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」として改訂されたことから、見直しを行う必要があります。

②福祉避難所の充実

○特に配慮すべき障害のある人等のために2次的に開設される「福祉避難所」については体制面での充実に努める必要があります。

(7)相談体制の充実

①相談支援事業の充実

○必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業の充実に努める必要があります。

○「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に努める必要があります。